## 論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第8条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

フリガナ	ナカシ゛マ キョミ		
氏名 (姓、名)	中嶌 清美		授与番号 甲 1511 号
学位の種類	博士(学術) 哲	受与年月日	2021年 3月 31日
学位授与の要件	本学学位規程第18条第1項該当者 [学位規則第4条第1項]		
博士論文の題名	過労死家族の会の形成と展開——京都と大阪の過労死運動と過労死家族の会 と当事者の事例から——		
審查委員	(主査) 立岩 真也 (立命館大学大学院先端総合学術研究科教授)		後藤 基行 (立命館大学大学院先端総合学術研究科講師)
	小泉 義之 (立命館大学大学院先端総合学術研究科教授)		山崎 喜比古 (放送大学客員教授)

本論文は、申請者が過労死家族の会に活動してきた経験をもとに、過労死と過労死運動の経 緯、その運動の大きな部分を担ってきた過労死家族の会の歴史を記述し、その意義を示す。な おここで「過労死運動」とは勿論「反過労死運動」を意味するが、運動においては「過労死運 動」の言葉が使われてきており、申請者はその語を踏襲している。

過労死は長く「在職死」「突然死」などと言われていたが、1960年代ころからようやく労働 災害として目を向けられ始め、1980年代に大阪に「労災認定連絡会」が結成され、「過労死 110番」の活動を始めたことや、「過労死」を冠した書籍が刊行されたことなどをきっかけに、全国的に社会問題として注目されるようになった。

そして「過労死家族の会」が結成されたのは 1989 年。被災者やその家族は、どのように会を組織し、運動を展開していったのか。また、過労死被害にあった家族は何を思い、労災認定活動や「過労死家族の会」の活動はその人たちにどのような影響を与えたのか。本論文はそれを記す。

第1章では、研究の背景、研究の目的・意義、研究方法を述べた。これまで過労死の家族に関しては、個人の手記や裁判報告などで言及されるにとどまり、過労死運動の中で、特に労災認定などに関して過労死家族の会の果たしてきた役割などが十分に検討されていない。そこで、具体的な事例から、過労死問題における過労死家族の会の役割を把握し、位置づけることを目的とした。研究方法としては、京都と大阪の過労死家族の会を対象に行なった参与観察と、会員に対する半構造化インタビューを採用した。

第2章では、過労死認定基準の変遷と、被災者と家族が受ける被害について検討した。長らく労災として認められなかった過労死が、数多くの活動、裁判などにより、徐々に労災として認められていく経過、またその後も、労災認定の基準が厳しいことから、認定に際して被災家族などが被ってきた種々の困難などについて述べた。

第3章では、京都と大阪における過労死運動と過労死家族の会結成について述べた。具体的な事例に過労死家族の会がどのように関わり、役割を果たしたのかを記した。また、その活動が全国の同様の組織、活動に与えた影響についても考えた。

第4章では、過労死運動と過労死家族の会の活動を、いくつか時代区分をして検討した。2014年の過労死等防止対策推進法制定という大きな成果を産み出しつつ発展してきた運動を、時系列に整理し、長い時間の中で運動を評価し、全体の中に位置づけた。

第5章では、京都と大阪の過労死家族の会の会員へのインタビューをもとに、それぞれがどのような思いで過労死、労災認定運動に携わってきたかをまとめた。労災認定申請や裁判において、過労死家族が被る物理的、心理的な困難には極めて大きなものがあることを、当事者の言葉によって明らかにしている。

第6章では、過労死運動と過労死家族の会の成果をまとめた上で、過労死ゼロ社会を目指す ために提言を行なった。 調査し分析することに社会的意義・学問的意義のある対象、しかしこれまで記述の対象になってこなかった対象については、まずできるかぎり事実が詳細に記される必要がある。それが本論文でなされた。それは、申請者によってしかできないことでもあった。1990年に夫を過労死でなくした申請者は、同年結成された京都の家族の会に参加、その開始の時からずっと長く関わってきた。そして、その活動をまとめようと、1999年に本学産業社会学部に入学、2003年に大学院社会学研究科進学、修士論文を提出した後、2010年に本研究科に3年次入学し、長い時間をかけて本論文を書いて、完成させた。

申請者は、この 30 年のことを知り、その時代に活動した人や組織を知り、その記録を残せる唯一の人である。その活動は、本論文に記されているように、地域によって同じではない。そして、大阪・京都の活動は各々の特色を有し、そして各々が全国の動きのなかの重要な部分を担ってきた。とすれば、その個々の組織について、組織に関わり活動を担ってきた人たちについて書かれるべきであり、さらに、それを全国の運動や法制度等の変遷とつなげて記述がなされるとよい。これはかなり難しい作業であり、記述はときに行き来を繰り返すことにはなったが、その困難な仕事が本論文において完遂された。

そしてさらに意義があるのは、過労死した人のあとに残された個々の人たちについての記述・分析である。ただ裁判になかなか勝てないというだけではなく、過労死を訴え認めさせるまでが、例えば、労組は役に立たず弁護士は取り付く島もなかったが、偶然過労死 110 番を新聞で知り別のことを言われた、といった、細い途切れ途切れの道を行くような過程であることが具体的に描かれた。それは、過労死等の、社会的に解決が図られるべきだが実際にはなかなか実現されないことについて、それがどのように困難であるのかの所以を示し、ならば何がなされるべきかを示すものでもあった。

そして本論文は、そのなされるべき全体の中で家族の会が担ってきた大きな役割を明らかにした。それは、訴えや解決への過程が各所で途切れそうになってしまうところをなんとか繋ぎ、継続させ、同時に、人々がようやく自らを保っていくのに大きな役割を果たしていることを示した。審査委員会は、申請者の達成を讃え、本論文を博士論文として認めることについて一致した。

本論文にかかわる口頭試問は 2021 年 5 月 28 日 (金) 13 時より 14 時 30 分まで、オンライン (Zoom) にて審査員 4 名によっておこなわれ、公聴会は 7 月 15 日 (木) 11 時 45 分から 12 時 45 分まで衣笠キャンパス創思館 1 階 SO101 カンファレンスルームで審査委員 4 名と多数の聴衆の参加によっておこなわれた。

申請者は、本学学位規程第 18 条第 1 項該当者である。先端総合学術研究科は、査読付き学術雑誌掲載論文相当の公刊された論文を 3 本以上もつことを学位請求論文の受理条件としている。受理審査委員会の審査により、本論文はその条件を満たすことが確認された。本論文に示された方法や知見のオリジナリティ、論文記述の明晰さにかんがみて、本論文は博士論文の水準に十分に達している。口頭試問と公聴会での報告および質疑に対する応答からも、博士学位にふさわしい学力を備えていることが確認された。以上より、本審査委員会は、申請者に対し、本学学位規程第 18 条第 1 項により、「博士(学術 立命館大学)」の学位を授与することが適切と判断する。